

様式第1（第2条関係）

認 定 申 請 書

年 月 日

美浜町長 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名
電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第2条第2項の規定による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

- (1) 出資総額 千円(年 月 日現在)
(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土地の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為
(2) 法人登記事項証明書
(3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

様式第 2 (第 5 条関係)

土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

美浜町長 様

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 7 条第 1 項の規定による許可を受けたいので申請します。

記

事業計画

土地の埋立て等の目的		
事業区域の所在地及び面積	所在地	面積
	{ }	{ } m ²
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³	
土地の埋立て等の施工に関する計画		
事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画		
施工管理者の住所、氏名及び電話番号	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

- 備考 1 事業計画各欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、各資料を添付してください。
 2 合算して 1,000 平方メートル以上になる事業を申請するときは、事業区域の所在地及び面積欄の { } 内に既に完了した事業又は既に着手している事業について併せて記載してください。

様式第3（第6条関係）

土地所有者等の同意書

年 月 日

様

土地所有者等 住 所
氏 名
電話番号

土地の埋立て等の実施について、美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の規定を理解し、土地所有者等として同意します。

記

1 土地の埋立て等の概要

種 類	埋 立 て ・ 盛 土 ・ た い 積		
事業主の住所		事業主の氏名	
事業区域の所在地		事業区域の面積	m ²
事業期間	年 月 日～ 年 月 日		

2 所有権等を有する土地

所 在	地番	地目	面積(m ²)	権利の種類
美浜町				所有権・地上権・永小作権 地役権・賃借権 その他（ ）
美浜町				所有権・地上権・永小作権 地役権・賃借権 その他（ ）
美浜町				所有権・地上権・永小作権 地役権・賃借権 その他（ ）

備考 「権利の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

参考 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例抜粋

(事業主の責務)

第5条 事業主は、土地の埋立て等を行うときは、当該事業区域周辺の住民の理解を得るよう努めるとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、土地の埋立て等に係る苦情を受けたとき、又は紛争が生じたときは、責任をもってその解決に当たらなければならない。

3 事業主は、土地の埋立て等の実施に際し、通行の支障又は近隣の土地利用に支障がないよう配慮しなければならない。

(土地所有者の責務)

第6条 土地所有者は、事業主に土地を提供しようとするときは、当該土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれがないことを確認しなければならない。

2 土地所有者は、土壌の汚染及び災害が発生するおそれがないと確認できないときは、事業主に対して土地を提供することのないよう努めなければならない。

3 土地所有者は、事業主が前条第1項に規定する措置を講じないときは、事業主に代わりその措置を講じなければならない。

4 前条第3項の規定は、土地所有者について準用する。

様式第4（第6条関係）

説明会結果報告書

年 月 日

美浜町長 様

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第11条

第1項

に規定する説明会を次のとおり開催したので報告します。

第2項

記

開催場所	
開催日時	年 月 日（ ） : ~ :
説明内容	
住民からの 要望事項等	
参加者数	

添付書類

- 1 説明会での配布資料等
- 2 開催通知文等
- 3 議事録

隣接地権者等の承諾書

年 月 日

様

隣接地権者等 住 所
氏 名
電話番号

土地の埋立て等について、隣接地権者等として承諾します。

1 土地の埋立て等の概要

種 類	埋 立 て ・ 盛 土 ・ た い 積		
事業主の住所		事業主の氏名	
事業区域の所在地		事業区域の面積	m ²
事業期間	年 月 日～ 年 月 日		

2 所有権等を有する土地

所 在	地番	地目	面積(m ²)	権利の種類
美浜町				所有権・地上権・永小作権 地役権・賃借権 その他 ()
美浜町				所有権・地上権・永小作権 地役権・賃借権 その他 ()
美浜町				所有権・地上権・永小作権 地役権・賃借権 その他 ()
美浜町				所有権・地上権・永小作権 地役権・賃借権 その他 ()

備考 「権利の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

様式第6（第6条関係）

土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画

発生元事業者名	搬入計画					
	発生場所	予定量 m ³	最大日量 m ³	搬入期間	搬入時間	搬入土砂等の区分
				～	～	
合計						

備考1 搬入土砂等区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の区分を記載してください。
 2 搬入経路図を添付してください。

様式第7（第6条関係）

土砂等発生元証明書

年 月 日

美浜町長 様
土砂等の発生者 住所

氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

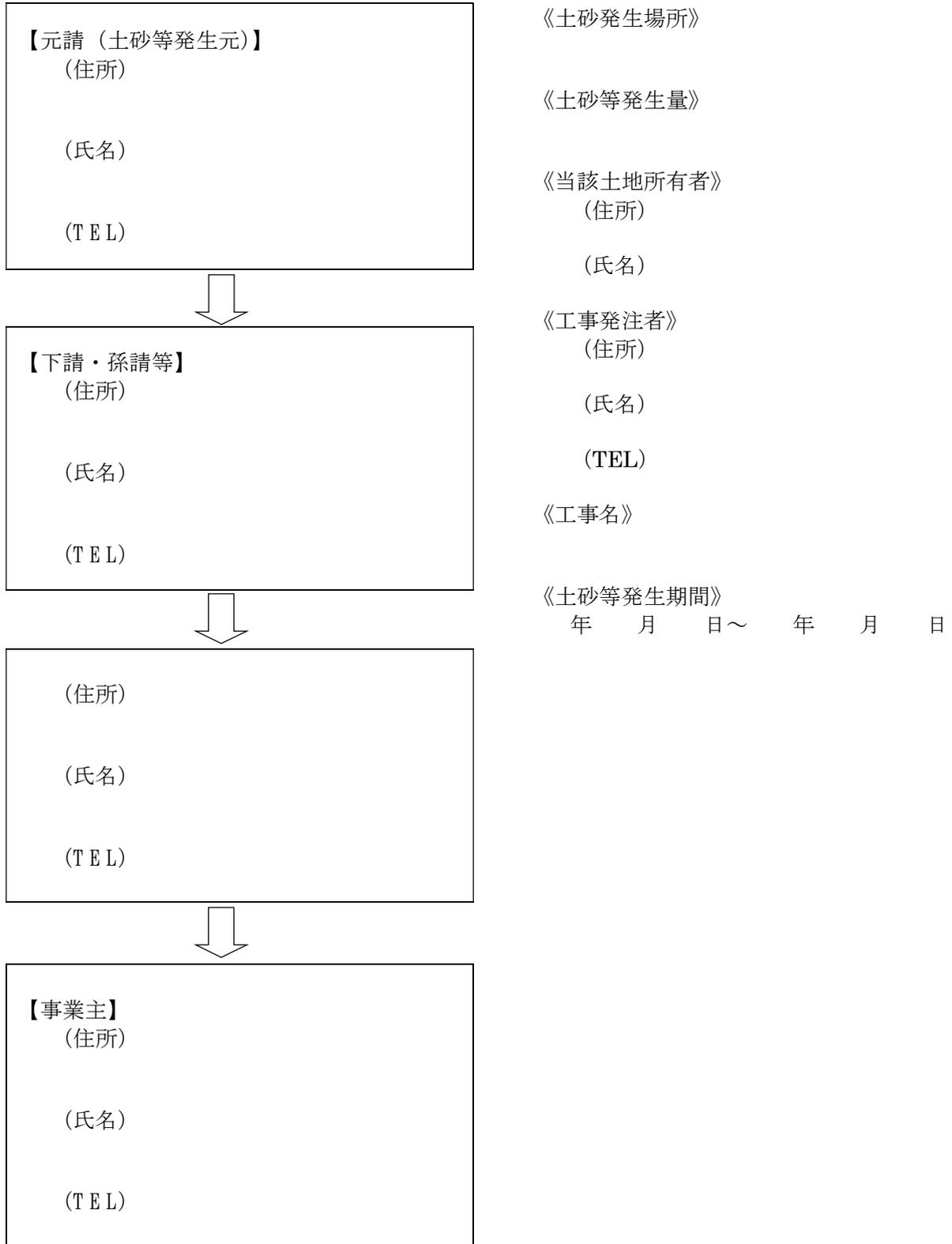
美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第7条第1項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の工事施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事に係る土砂等の発生量	m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
発生土砂等の最終処分事業者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の区分を記載してください。

様式第8（第6条関係）

土砂等の発生から処分までの経過を示した図



様式第9（第6条関係）

土壌調査試料採取報告書

年 月 日

美浜町長 様

報告者 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第6条第4項の規定する土壌の調査の試料を下記のとおり採取したので報告します。

記

検 体 番 号	
採 取 者	
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 場 所	
採取日の天候	
採 取 深 度	

備考 検体番号の欄には、この報告書に係る地質分析結果証明書に記載された検体番号を記載してください。

様式第10 (第6条関係)

地質分析(濃度)結果証明書				
様			年 月 日	
			分析機関名 代表者 所在地 電話番号 環境計量士	
年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。(検体番号)				
項 目	単 位	測 定 値	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	mg/l			
全シアン	mg/l			
有機りん	mg/l			
鉛	mg/l			
六価クロム	mg/l			
ひ素	mg/l			
総水銀	mg/l			
アルキル水銀	mg/l			
PCB	mg/l			
ジクロロメタン	mg/l			
四塩化炭素	mg/l			
クロロエチレン	mg/l			
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			
トリクロロエチレン	mg/l			
テトラクロロエチレン	mg/l			
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l			
チウラム	mg/l			
シマジン	mg/l			
チオベンカルブ	mg/l			
ベンゼン	mg/l			
セレン	mg/l			
ふっ素	mg/l			
ほう素	mg/l			
1, 4-ジオキサン	mg/l			
水素イオン濃度	—			
農用地 (田に限る。)	ひ素	mg/kg		含 有 試 験
	銅	mg/kg		
検体の性状	形状		色	におい
備考				

※ただし、水素イオン濃度については日本産業規格に定める方法によること。

様式第 1 1 (第 6 条関係)

土砂等売渡・譲渡証明書

年 月 日

様

土砂等売渡・譲渡者 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

あなた様が美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく事業区域に搬入する土砂等については、現在、採石法第 3 3 条又は砂利採取法第 1 6 条の認可を受けている下記の採取場から採取されたものであることを証明します。

記

認可採取場の位置	
採取計画の認可番号	
認可期間	年 月 日～ 年 月 日
認可採取量	m ³
事業区域の所在地	美浜町
売渡又は譲渡の土量	m ³
売渡又は譲渡の期間	年 月 日～ 年 月 日

様

美浜町長

土地の埋立て等許可書

年 月 日付けで申請のありました土地の埋立て等につきまして、下記の条件を付して許可します。

記

許可番号		
事業区域	所在地	
	面積	m ²
許可条件		

- この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、美浜町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、美浜町を被告として（訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様

美浜町長

土地の埋立て等不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました土地の埋立て等につきましては、下記のとおり不許可とします。

記

事業区域	所在地	
	面積	m ²
不許可の理由		

- この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、美浜町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、美浜町を被告として（訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第14 (第9条関係)

土地の埋立て等変更許可申請書

年 月 日

美浜町長 様

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第9条第1項の規定による変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		

備考 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第7条第3項に掲げる図書のうち、変更に係る事項に関するものを添付してください。

年 月 日

様

美浜町長

土地の埋立て等変更許可書

年 月 日付けで変更許可申請のありました土地の埋立て等について、下記の条件を付けて許可します。

記

変更許可番号	
許可条件	

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、美浜町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、美浜町を被告として（訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様

美浜町長

土地の埋立て等変更不許可通知書

年 月 日付けで変更許可申請のありました土地の埋立て等につきましては、下記のとおり不許可とします。

記

不許可の理由

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、美浜町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、美浜町を被告として（訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第17（第11条関係）

土地の埋立て等軽微な変更の届出書

年 月 日

美浜町長 様

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第7条第1項の規定による許可を受けた事項を変更したので、同条例第9条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	

備考 1 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付してください。

2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人登記事項証明書を添付してください。

様

美浜町長

土地の埋立て等許可取消書

年 月 日付け 第 号で許可した土地の埋立て等について、下記の理由により許可を取り消したので通知します。

記

取消理由

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、美浜町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、美浜町を被告として（訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第19（第14条関係）

土地の埋立て等着手届出書

年 月 日

美浜町長

様

事業主 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例による許可に係る土地の埋立て等に着手したので、同条例第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 第 号
着 手 年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 事業開始前の現場写真
- 2 土砂等による土地の埋立て等に関する標識(様式第20)の写真

様式第20（第15条関係）

土砂等による土地の埋立て等に関する標識	
許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 第 号
土地の埋立て等の目的	
土地の埋立て等を行う場所の所在地	
土地の埋立て等を行う者の住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日
埋立て等区域の面積	m ²
土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所及び予定数量	発生場所 予定数量 m ³
施工管理者の氏名	

寸法は、横100センチメートル以上で縦70センチメートル以上とする。

様式第 2 1 (第 1 6 条関係)

土地の埋立て等完了届出書

年 月 日

美浜町長

様

事業主 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例による許可に係る土地の埋立て等を完了したので、同条例第 1 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 第 号
計 画 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

備考 竣工図面（平面図及び断面図）及び現場写真を添付してください。

様式第 2 2 (第 1 7 条関係)

土地の埋立て等廃止・休止届出書

年 月 日

美浜町長 様

事業主 住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例による許可に係る土地の埋立て等を廃止(休止)したので、同条例第 1 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 第 号
計画期間及び廃止年月日又は休止期間	<p>計画期間 年 月 日 ～ 年 月 日</p> <p>廃止年月日 年 月 日</p> <p>(休止期間 年 月 日 ～ 年 月 日)</p>

- 備考 1 土地の埋立て等を廃止した場合には、廃止後の埋立て等区域の構造に関する図面及び現場写真を添付してください。
- 2 土地の埋立て等を休止した場合には、埋立て等区域外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置に関する図面及び現場写真を添付してください。

様式第23（第18条関係）

土地の埋立て等再開届出書

年 月 日

美浜町長 様

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例による許可に係る土地の埋立て等を再開したので、同条例第17条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 第 号
休 止 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
再 開 年 月 日	年 月 日

様式第24（第19条関係）

土地の埋立て等地位承継届出書

年 月 日

美浜町長 殿

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例による許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第18条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 第 号
承継前の許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	年 月 日

備考 承継の事実を証する書類を添付してください。

土地の埋立て等施工管理台帳

年 月 日()

土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称：

記録者氏名：

事業区域の位置：

面積：m²

	搬入時刻	搬入車両登録番号	搬入業者の名称	運転者氏名	数量(m ³)	土砂等の積込み場所
1	:					
2	:					
3	:					
4	:					
5	:					
6	:					
7	:					
8	:					
9	:					
10	:					
11	:					
12	:					
13	:					
14	:					
15	:					
16	:					
17	:					
18	:					
19	:					
20	:					

施工作業の内容
その他土地の埋立て等の施工に必要な事項

様式第26 (第22条関係)

(表)

身 分 証 明 書				第 号
写 真				
	所 属			
	職 名			
	氏 名			
		年 月 日	生	
上記の者は、美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する 条例第23条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。				
発 行 日	年	月	日	
有効期限	年	月	日	
美浜町長				

(裏)

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例抜粋

(立入検査等)

第23条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業区域又は事業主の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土地の埋立て等に用いる土砂等を採取させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様

美浜町長

改 善 命 令 書

あなた様が、下記の事業区域で実施している土地の埋立て等は、美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 条第 項に違反しているので、同条例第 24 条 号の規定に基づき、速やかに改善するよう下記のとおり命令します。

なお、 年 月 日までにその措置を完了すること。

記

1 事業区域の所在地

2 違反内容

3 改善命令の内容

4 その他

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、美浜町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、美浜町を被告として（訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 年 月 日 号

様

美浜町長

措 置 命 令 書

あなた様が、下記の事業区域で実施している土地の埋立て等について、美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 25 条第 号の規定に基づき下記のとおり命令します。

記

1 措置命令 停止命令・原状回復命令・改善命令・緊急措置命令

2 事業区域の所在地

3 措置命令の内容

4 許可番号等

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、美浜町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、美浜町を被告として（訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 年 月 号
日

様

美浜町長

土地所有者への改善勧告書

あなた様が所有する土地が含まれる下記の事業区域で施工されている土地の埋立て等は、美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例第 条第 項に違反しているので、事業主に対し措置命令を行いました。これに従わないため同条例第 26 条の規定に基づき、土地の所有者である貴殿に対し速やかに改善するよう下記のとおり勧告します。

なお、 年 月 日までにその措置を完了してください。

記

- 1 事業区域の所在地
- 2 違反内容
- 3 勧告内容
- 4 その他

第 年 月 日 号

様

美浜町長

土地所有者への措置命令書

あなたが所有する土地が含まれる下記の事業区域で施工されている土地の埋立て等は、美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 条第 項に違反しているので、同条例第26条の規定に基づき、下記のとおり命令します。

なお、 年 月 日までにその措置を完了してください。

記

1 措置命令 停止命令・原状回復命令・改善命令・緊急措置命令

2 事業区域の所在地

3 措置命令の内容

4 許可番号等

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、美浜町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、美浜町を被告として（訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第31（第28条関係）

施工事業届出書

年 月 日

美浜町長 様

事業主 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例附則第4項の規定により実施している土地の埋立て等について、下記のとおり届け出ます。

記

土地の埋立て等の目的	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日

備考 位置図（1/10000程度の図面）及び見取図（1/2500程度の図面）を添付してください。

様式第32（第28条関係）

施工事業変更届出書

年 月 日

美浜町長 様

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例附則第4項の規定により届出をした土地の埋立て等について、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

変更の内容	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	

備考 変更に係る説明資料がある場合は添付してください。

添付資料（土地の埋立て等の施工に関する計画）

	項 目	回 答	確認できる図面等
1	事業区域内に規定された保安距離を確保しているか	はい ・ いいえ	
2	滑りやすい土質の層があるか	ない ・ ある 「ある」の場合講じる措置	
3	事業区域は著しく傾斜した土地（30°以上の傾斜）か	いいえ ・ はい 「はい」の場合講じる措置	
4	土地の埋立て等の高さ 土砂等の区分 こう配：垂直距離1mに対する水平距離	m m	
5	よう壁を設置するか	いいえ ・ はい 「はい」の場合宅地造成等規制法施行令の規定に適合しているか 適合 ・ 不適合	
6	土地の埋立て等の高さが5m以上の場合 は、高さ5mごとに幅1mの段を設置しているか また、段及びのり面に排水溝を設置しているか	設置している ・ いない 設置している ・ いない	
7	完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊がないよう十分な敷きならし締め固め等を講じるか	講じる ・ 講じない 「講じる」場合は具体的な方法	
8	のり面の保護方法	石張り・芝張り・モルタル吹付 その他（ ）	
9	事業区域における土砂等の飛散流出防止のための措置	芝張り・植栽 その他（ ）	

《土地の埋立て等の施工管理体制》

項 目	回 答
1 常駐する施工管理者名	
2 進入防止柵の設置	設置する ・ 設置しない 「設置する」の場合の柵の高さ m 事業区域内を容易に目視できる構造か
3 事業区域への出入口の箇所数	箇所
3 作業終了後は施錠するか	施錠する ・ しない
4 土砂等の搬入時間・作業時間	日・祝日・年末年始を除く日の [搬入時間] : ~ : [作業時間] : ~ :

《粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策》

1 粉じんの発生を抑制するための措置	
2 事業区域内の雨水等を適切に排水する措置	
3 事業区域外から事業区域への雨水等の流入対策	
事業区域から事業区域外への雨水等の流出対策	

《騒音及び振動の防止》

1	騒音対策	
2	振動対策	

《交通安全対策》

1	道路管理者との協議内容及び対応	
2	搬入経路が通学路に当たる場合 学校教育課との協議内容及び対応	
3	事業区域からの土砂等による汚損等の防止方法	
4	他の交通に支障が出る場合の対応	

《その他生活環境の保全及び災害の防止対策》

1	事業期間	年 月 日～ 年 月 日
2	周辺地域の住民の健康及び財産に係る被害防止のための措置	
3	影響の有無	
	公共物	有 →影響がある場合の対応 無
	工作物	有 →影響がある場合の対応 無
	樹木	有 →影響がある場合の対応 無
	地下水	有 →影響がある場合の対応 無
	その他（ ）	有 →影響がある場合の対応 無